

茂原市低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づく認定事務に関し必要な事項を定め、認定事務処理の円滑な運用に資するため策定する。

(受付)

第2条 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出されたときは、次の各号について受付チェックリスト（別記第1号様式）により確認するとともに受付簿（別記第2号様式の1）に記載し、受理するものとする。

- (1) 認定申請に係る建築物が、市長が認定事務を所掌する区分に該当すること。
- (2) 認定申請書は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に規定する様式第5を使用しており、記載事項に漏れがないこと。
- (3) 添付図書は、規則第41条第1項の表に規定する図書の種類とし、市長が必要と認める図書は、第3条の規定によること。
- (4) 認定申請手数料として、茂原市手数料条例（平成12年茂原市条例第3号）により定められた手数料が、茂原市財務規則（昭和59年茂原市規則第2号）第32条に規定する納入通知書により納付されていること。

(必要と認める図書)

第3条 規則第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合することについて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（申請に係る建築物が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合にあつては、登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関）が交付する法第54条第1項各号に掲げ

る基準に適合していることを証する書類

(2) 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類

(3) 法第3条第2項第4号の規定に基づく平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号第4.(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域での申請にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合にあっては、当該確認済証の写し
(確認申請書の提出部数)

第4条 法第54条第2項の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書(以下「確認申請書」という。)の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意が必要な場合は、1部を加えるものとする。

2 建築基準法第6条の3で定める構造計算適合性判定を要する場合は、適合判定通知書又はその写しを正本1部及び副本1部ずつ提出するものとする。

(台帳)

第5条 認定申請書を受理したときは、一戸建ての住宅にあっては別記第3号様式の1、共同住宅等にあっては別記第3号様式の2、非住宅建築物にあっては別記第3号様式の3、複合建築物にあっては別記第3号様式の4に定める台帳(以下「台帳」と総称する。)に所定の事項を記載するものとする。

(審査)

第6条 認定の審査をした結果、申請内容に不備又は不明事項があるときは、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面(別記第4号様式)により申請図書等の補正又は追加説明書を求めるものとする。

(計画の通知)

第7条 法第54条第3項の規定による通知は、計画通知書(別記第5号様式)に確認申請書を添えて行うものとする。

2 確認申請書の部数は、第4条に定めるところによる。

(認定の通知)

第8条 認定基準に適合すると認められる場合は、認定通知書(規則様式第6をいう。)に

認定申請書の副本及びその添付図書を添えて次の各号により交付するものとする。

(1) 認定通知書は、住戸ごと又は建築物ごとに作成すること。

(2) 受付簿（別記第2号様式の1）に受領印をもらうこと。

（軽微な変更）

第9条 法第54条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定を受けた計画に係る建築物に規則第44条に定める軽微な変更が生じた場合は、速やかに軽微な変更届（別記第6号様式）に変更に係る図書、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて市長に届け出ることとする。ただし、第14条で定める建築工事の完了報告の前に生じた軽微な変更は、建築工事の完了報告と同時とすることができる。

2 前項の規定による届出があったときは、次の各号によるものとする。

(1) 軽微な変更届及び変更に係る図書は、正本1部及び副本1部が提出されていることを確認すること。

(2) 軽微な変更届を受理したときは、受付簿（別記第2号様式の2）及び台帳に所定の事項を記載すること。

(3) 申請者又は委任状に記載された代理人に対し、軽微な変更届の副本、認定申請書の副本及びその添付図書に届出を受理した旨を記した認定通知書を添えて返却するものとし、受付簿に受領印をもらうこと。

（変更の申請）

第10条 法第55条第1項の規定による変更認定申請書が提出されたときは、第2条から第8条までの規定を準用するものとする。ただし、受付簿は別記第2号様式の3によるものとし、台帳に所定の事項を記載することとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、市長が計画の認定又は計画の変更の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第7号様式）を市長に届け出ることとする。

2 前項の規定による届出があったときは、次の各号によるものとする。

(1) 取下げ届は、正本1部及び副本1部が提出されていることを確認すること。

(2) 取下げ届を受理したときは、受付簿（別記第2号様式の4）及び台帳に所定の事項を記載すること。

(3) 申請者又は委任状に記載された代理人に対し、取下げ届の副本を認定申請書の副本に添えて返却するものとし、受付簿に受領印をもらうこと。

(名義変更)

第12条 認定建築主は、認定を受けた計画に係る建築物の工事が完了する前に当該建築主の名義に変更があったときは、変更前の認定建築主と変更後の認定建築主が連署して名義変更届（別記第8号様式）に認定通知書及び法第53条第2項第3号に規定する資金計画を記載した書面を添えて、市長に届け出ることとする。

2 前項の規定による届出があったときは、次の各号によるものとする。

- (1) 名義変更届は、正本1部が提出されていることを確認すること。
- (2) 名義変更届を受理したときは、受付簿（別記第2号様式の5）及び台帳に所定の事項を記載し、名義変更受理通知書（別記第9号様式）を交付すること。
- (3) 申請者又は委任状に記載された代理人に対し、名義変更受理通知書に届出を受理した旨を記した認定通知書を添えて返却するものとし、受付簿に受領印をもらうこと。

(取りやめ)

第13条 認定建築主は、認定を受けた計画に係る建築物の建築等の工事を取りやめるときは、取りやめ届（別記第10号様式）に、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて市長に届け出ることとする。

2 前項の規定による届出があったときは、次の各号によるものとする。

- (1) 取りやめ届は、正本1部及び副本1部が提出されていることを確認すること。
- (2) 取りやめ届を受理したときは、受付簿（別記第2号様式の6）及び台帳に所定の事項を記載すること。
- (3) 申請者又は委任状に記載された代理人に対し、取りやめ届の副本、認定申請書の副本及びその添付図書に届出を受理した旨を記した認定通知書を添えて返却するものとし、受付簿に受領印をもらうこと。

(報告書の提出)

第14条 認定を受けた計画に係る建築物の建築工事が完了した認定建築主に対し、法第56条の規定により、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して報告を求めるものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し。ただし、建築確認が不要な場合は、2面以上の建築物の外観写真とする。
- (2) 平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号Ⅱ.第1で定める基

準に関する工事写真

- 2 前項の場合のほか、市長が必要と認める場合は、低炭素建築物の新築等の状況についての報告書（別記第12号様式）により報告を求めるものとする。
- 3 前2項の報告書の提出があった場合は、次の各号によるものとする。
 - (1) 報告書は、正本1部が提出されていることを確認すること。
 - (2) 台帳に所定の事項を記載すること。

（保存期間）

第15条 低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る書類及び図書の保存期間は15年、台帳の保存期間は永年とする。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。